

平成 25 年 7 月

平成 26 年度

税制改正に関する要望

東京税理士政治連盟

〔要 望 項 目〕

I 個別税法改正項目

1. 土地建物等の譲渡所得に対する課税方法を分離課税から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。(所法・継続) … 3頁
2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。(法法 34) (継続) … 3頁
3. 消費税関係
 - (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定(選択届出制)については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること。(新規) … 4頁
 - ① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。(消法)(新規) … 4頁
 - ② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。(消法 37、同 37 の 2) (新規) … 4頁
 - (2) 消費税額の適正な価格転嫁を担保する措置を講ずること。(消法)(継続) … 5頁
 - (3) 仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること。(消法 30) (新規) … 5頁
 - (4) 中間申告による納税を任意に選択できる制度を拡充すること。(新規) … 5頁
4. 一括償却資産の損金算入制度の廃止、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること。(所令 138、同 139、同 139 の 2、法令 133、同 133 の 2、同 134、措法 67 の 5) (継続) … 6頁
5. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度の簡素化を図ること。(復財法 28) (新規) … 6頁
6. 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。(相法 38①、同 41①、相令 12①、同 17①、相基通 38-2、同 41-1) (新規) … 7頁
7. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、雇用維持要件に関する事項の見直しを図ること。(措法 70 の 7④二他) (新規) … 7頁

II 納税環境整備に関する項目

1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。(共通・継続) … 8頁
2. 国税通則法第 1 条(目的)に「納税者の権利利益に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。(継続) … 8頁
3. 社会保障と税制の一体改革については、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行っていくこと。共通番号制度については第三者機関(特定個人情報保護委員会)によりセキュリティ・チェックを厳格に行い、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。(継続、一部修正) … 9頁
4. 国税不服審判所を、より公正な審議を行うことができる機関とすること。(継続) … 9頁

III 国及び地方公共団体の会計制度改革

… 10頁

税制改正に関する要望

平成 25 年 7 月
東京税理士政治連盟

はじめに

本要望書は、当連盟の従来からの基本的な考え方を踏襲しながら、傘下 48 単位税理士政治連盟の意見を集約しつつ、東京税理士会の建議権を基本とした「平成 26 年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」（以下「意見書」という。）に掲げられた項目を実現するために、作成されたものである。したがって、要望項目の多くは、意見書に掲げられた項目であり、強く実現を求めていくべきものである。

税理士法第 1 条に税理士の使命が規定されている。「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とあり、税理士は法律に従って業務を行う。であるならば、税務に関する専門家としての見識により、納税者のための民主的な租税制度の確立のために尽力すべきである。

租税とは、国や地方公共団体などの公共部門が、その活動を維持するための財源として、法律に従い、強制的に徴収する金銭その他の財貨である。したがって、税制と財政は相互に密接な関係がある。安定財源の確保という租税の直接的な目的を達成する上で、租税の社会的経済効果を考慮しつつ、税制を考えていく必要がある。近年、特に、雇用や医療・年金等の社会保障費が急激に増加し、深刻な財政不足に陥っている。財政を健全化していくには、所得課税中心では賄えきれず、所得・消費・資産にバランスよく課税していくことが求められる。

税制の具体化にあたって、以下の視点を十分配慮し、税制を構築していくべきである。

- (1) 負担能力に応じた公平性に配慮した税制
- (2) 立法過程などの透明性に配慮した税制
- (3) 国民の納得が得られる税制
- (4) 時代に適した税制

東日本大震災から 2 年以上が経過した現在でも、わが国では依然として大規模な地震が発生する可能性が高いといわれている。このような状況下では、災害が発生する度に震災特例法等を制定するのではなく、今後起こりうる震災に対し「災害税制に関する基本法」を恒久法とし

て整備しておく必要がある。税制面でも不測の事態に備えて、納税者に安心感を与え、より迅速な被災者支援を可能にしていくことが、地震大国であるわが国に与えられた使命である。

リーマンショック、東日本大震災及び欧州信用危機、歴史的な円高等の影響により低迷し続けていた景気は、政権交代後上向き始めたと言われるが、企業の、とりわけ中小企業の経営環境は未だ厳しい。さらに国会では「社会保障・税一体改革」に基づき、財源確保のための消費税増税に関する議論がなされ、名目3%程度、実質2%程度の経済成長率を実施の条件として、消費税率を平成26年4月から8%に、平成27年10月から10%とする法案が可決された。これについては品目ごとに複数の税率を設定する向きもあるが、どの品目を軽減税率の対象にするのかといった線引きが難しく利権構造の温床となり、インボイスの導入などで事業者に多大の負担を求めることとなるなど、問題点が多い。また、平成25年5月には増税分の消費税について、下請けなどの弱い立場にある中小企業者が適正に価格に転嫁できるための施策として「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案」が可決した。消費税増税が中小企業者に負担を強いることなく、景気を浮揚させることができるか、今後も見守っていく必要がある。変化していく経済状況を踏まえたタイムリーな税制改革が急務となっている。

平成25年4月に日本は正式にTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の交渉参加が承認された。TPPに対して考えられる問題や起こりうる結果を検討し、素早く対応できるように事前に準備しておくことが必要となる。

グローバル化が進む昨今、税の国際化という視点から税の専門家としての提言が必要である。

平成25年5月に共通番号（マイナンバー）法案が衆参両院で可決され、平成28年1月から利用が開始されることとなった。国民一人一人の所得や納税実績、社会保障に関する個人情報をも一つの番号で管理することで所得状況や年金、医療などの受給実態を正しく把握して、効率的な社会保障給付を実現することが目的とされている。これにより自分の社会保険や税金の納付状況を確認できるというメリットがある一方、所得や健康状態といった重要な個人情報が流出したり、他人に悪用される可能性が指摘されている。共通番号（マイナンバー）制度が国民に定着し、安定的な運用が約束されるまでの期間については社会保障と税への限定的な利用とすべきである。

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間の贈与につき、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」が設けられた。この非課税措置については、金融機関を経由して一定の申告書を提出することになる。しかし、金融機関は税の専門家ではないため、税理士の活用が必要不可欠であり、その体制が望まれる。

I 個別税法改正項目

1. 土地建物等の譲渡所得に対する課税方法を分離課税から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。(所法)(継続)

- ▼土地建物等の譲渡所得については、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分の上、分離課税を適用しているが、所得金額が少ない階層には一層割高となることから課税方法を分離課税から総合課税に移行すべきである。
- ▼また、損益通算及び繰越制度は、生活に通常必要でない資産の譲渡による損失以外の損失は給与所得、事業所得など他の所得との損益通算が認められており、租税法の基本である担税力に応じた課税を行うという原則を実現するための制度である。バブル崩壊後、不動産の譲渡による損失が多く納税者に生じており、このような現状を考えると、不動産の譲渡損失と他の所得との損益通算をすることにより、土地の流動化を促進し、課税の公平を図ることが国民生活の向上にとって必要な政策である。
- ▼不動産所得に係る損益通算の特例は、過度な節税への対策として設けられたものである。しかし、土地等の借入金利子の負担により、資金が流出して課税所得が減少していることから、損益通算を制限することは所得のないところに課税することになる。
平成10年度改正によって、法人税においては新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されていることから、これとの整合性を保つためにもこの制度は早急に廃止すべきである。

2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。(法第34)(継続)

- ▼平成18年度税制改正において、法人税法上、支給される役員給与が事前の定めによるものか否かにより、損金算入の是非を判断し恣意性を排除することとなった。しかし、法人税法第34条(役員給与の損金不算入)の規定が、損金算入される役員給与を限定列举するという手法を用いているために、法が予定していない役員給与については、それがたとえ事前の定めによるものであり、恣意性がないものであったとしても損金不算入となるという不合理が生じている。条文構造の見直しを求めたい。
- ▼役員給与の本質は職務執行の対価であることから、会社自治を尊重し、恣意性のないものについては当然に損金算入されなければならない。
また、法人が役員給与を減額改定する場合の取扱いは、会社法により多様化した支給形態に対し、法人の予測可能性を確保すべく明定化することが必要である。

3. 消費税関係

- (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること。（新規）

※選択届出制は、課税期間開始前までに適用（不適用）の可否を予測して届出る制度となっている「課税事業者選択（不適用）届出」や「簡易課税制度選択（不適用）届出」の2年間継続適用の規定。

- ① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。（消法）（新規）

▼現行の納税義務免除の制度は、免税事業者と課税事業者とで価格設定のあり方が異なるとの前提にたち、課税期間開始前の基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定している。しかしながら、この制度では、課税期間の課税売上高が多額となった場合でも納税義務が生じない場合や、課税期間の課税売上高が少額となった場合でも納税義務が免除とならない場合があり、小規模事業者への配慮という制度趣旨にそぐわない事象が散見されている。

▼また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取扱いがすべての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、また、すべての免税事業者に課税期間開始前に届出書を提出すべきか否かという高度な判断を求めることは困難である。届出書の事前提出を行わず、本来受けられるべき消費税の還付を受けられていない事例は少なくない。

▼こうした弊害を解消するためには、現行の納税義務免除の制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこととし、その上で、小規模事業者に配慮した新たな制度を創設することが必要である。具体的には、課税期間の課税売上高が一定金額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「申告不要制度」）、もしくは、課税期間の納付すべき消費税額より一定金額を基礎税額として控除し、納付すべき税額が基礎税額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「基礎税額控除制度」）を創設すべきである。

- ② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。（消法 37、同 37 の 2）（新規）

▼消費税法 37 条の 2（災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除

の特例の届出に関する特例)では、災害等に伴う不意な設備投資に備え、期首にさかのぼって簡易課税制度の適用を受けることをやめることが認められていることから、小規模事業者の実情に鑑み、課税売上に対して一定割合以上の課税仕入が生じた事業年度(年分)については、期首にさかのぼって簡易課税制度の不適用が認められるべきである。

(2) 消費税額の適正な価格転嫁を担保する措置を講ずること。(消法)(継続)

▼消費税率が引き上げられる場合、中小企業者が消費税増税分に関して、取引価額に転嫁できない場合には、増税分の利益が減少する(いわゆる「損税」)。取引の相手が優越的地位に基づき、仕入代金の減額、買い叩き、購入強制などを行ったときは、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法等の法令に違反することを周知し、また、消費税適正転嫁特措法を遵守し中小企業者が消費税増税分を取引価格に適正に転嫁できるよう、関係行政機関への相談・研修・広報による公正性を期待する。

(3) 仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること。(消法 30)(新規)

▼仕入税額控除の要件として、記載要件を満たした帳簿及び請求書等の両方の保存を義務づけていることから、事業者の事務負担が過重になっている。請求書等により仕入税額控除要件が確認できるのであれば、重複して帳簿に記載しない場合でも取引の検証は十分に可能であるから、帳簿への記載を簡略化すべきである。

(4) 中間申告による納税を任意に選択できる制度を拡充すること。(新規)

▼平成 24 年 8 月 22 日に公布された消費税法の一部改正により、中間申告義務のない事業者であっても、選択による 6 月中間申告納付ができることとなった(改消法 42⑧~⑩)。

この制度は、消費税の滞納防止と徴税の効率化の観点から非常に有効であると思われる。

そこで、この制度を更に拡充し、中間申告義務の有無にかかわらず、1 月中間申告や 3 月中間申告についても選択することができるようにするべきである。

4. 一括償却資産の損金算入制度の廃止、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。(所令138、同139、同139の2、法令133、同133の2、同134、措法67の5)(継続)

- ▼現在、減価償却資産は度重なる改正により、10万円以上、20万円未満、30万円未満の取得価額によりそれぞれ損金算入限度額が選択できる一方、その結果として事業者の事務処理上の混乱を招くこととなっている。
- ▼このような複雑性を防ぎ、減価償却計算に関する事業者の事務処理の負担を軽減するために、一括償却資産の損金算入限度額を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額の一時的損金算入限度額を30万円未満に引き上げるべきである。

5. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度について簡素化を図ること。(新規)

- ▼復興財源確保法によると、復興財源の1つとして復興特別所得税(以下「付加税」という。)が課されることが決定しており、所得税の納税者はその納付義務を負うことになるため、源泉徴収を行う場合にも付加税を考慮した税率で行う必要がある。

具体的には、(1)給与等に係る源泉所得税、(2)利子・配当等に係る源泉所得税、(3)報酬等に係る源泉所得税のケースがあるが、(1)の給与所得者の大半については年末調整制度があり、(2)の利子・配当所得については、一定のケースを除いては申告不要であるのに対し、(3)の報酬については、ほとんどの受給者が確定申告によって精算するという大きな違いがある。

- ▼そもそも、報酬等を支払う際に源泉徴収を行うのは、国が税金を徴収する事務の効率化及び便宜性を考慮したものであることから、10%(又は20%)という分かりやすい税率にしているところ、付加税を考慮した10.21%にした場合には、支払者に多大な事務負担が課される結果となる。

特に実務上は、源泉徴収後の手取額から支給総額を逆算する方式が採られることも少なからずあることからすると、事務処理はかなり煩雑になるとともに、計算上のミスが生じやすくなることも容易に想定できる。

- ▼確かに、受給者が申告不要のケースもあるが、そのほとんどの者が確定申告により付加税の負担を含めて精算する実情に加え、多大な事務負担の増加による労働力のロス等を総合的に考えた場合、いたずらに杓子定規な取扱いをするよりも、企業や事業者の事務処理の簡便化を優先すべきことから、報酬に係る源泉所得税については、付加税を適用しないなど、簡素化を図るべきである。
- ▼また、法人事業者における利子・配当等に係る源泉所得税に付加された復興所得税については、法人税の申告の際に、法人税額と相殺できるような手当も行う必要がある。

6. 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。(相法 38①、41①、相令 12①、相令 17①、相基通 38-2、相基通 41-1) (新規)

▼平成 18 年度税制改正では、金銭又は延納による納付困難要件を判定する際には、相続財産だけではなく、納税者の固有の財産もその判定の対象とされることとなった。

しかし、相続税は、所得金額を課税標準とする所得税及び法人税とは異なり、取得した相続財産そのものを評価し、課税価格とする財産税の性質を有するため、その納付方法として「延納」及び「物納」が金銭納付の例外として認められている。

▼財産税である相続税は、本来課税対象となった相続財産そのもので納付を完結すべきであり、金銭又は延納による納付困難要件の判定においても、相続財産でその判定を行うべきであるとする。そこで、金銭又は延納による納付困難要件の判定から、納税者固有の財産を除外すべきである。

7. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、雇用維持要件に関する事項の見直しを図ること。(措法 70 の 7④二他) (新規)

▼5 年間の平均従業員数が当初の 8 割を下回った場合に納税猶予の全額が期限確定するのではなく、下回った割合に応じた納税猶予税額のみが期限が確定する制度とすべきである。

▼非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度においては、納税猶予適用後 5 年間の平均従業員数が当初の 8 割を維持できなければ納税猶予税額の全額の期限が確定することとされている。

▼昨今の厳しい経済情勢の下、中小企業の経営の見通しは甚だ不透明であることから、一括納付というリスクを恐れるあまり真に制度の対象とすべき中小企業においてもその活用が躊躇されている。また、当該雇用維持要件へ固執するあまり経営改善の手段が制限され、不要不急の人件費を抱え続けることによる財務体質の圧迫という本末転倒の事態も想定される。

▼さらに、製造業等にとっては生産技術向上による生産ラインのオートメーション化により効率化を図ることは競争力の強化のために不可欠の取組みであるところ、当該雇用維持要件はこれらの企業努力に水を差す結果となることも想定される。

II 納税環境整備に関する項目

1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。(共通・継続・一部修正)

- ▼過年度における税制改正では納税者に十分な周知がないままに、唐突な法改正が相次いだ。税制調査会等における会議資料及び議事録を公開し、大綱の閣議決定後の法案作成作業も含めて税制改正過程の透明化を図るべきである。この透明性を確保するシステムが、ひいては国民の国政に対する信頼性を確保する有効な手立てとなることから、今後の一層の充実を望むものである。
- ▼また、行政立法手続である税務における政省令及び通達の制定改廃についても意見照会のシステムが必要である。

2. 国税通則法第1条(目的)に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。(継続)

- ▼平成23年度税制改正において、国税通則法改正案のうち、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にするための第1条の改正及び納税者権利憲章の策定が見送られたことは、これらの改正を長年要望してきた当連盟としては、誠に遺憾である。
- ▼平成24年度税制改正大綱でも述べられているように、「平成23年度税制改正法附則第106条の趣旨を踏まえ、納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、」早急に国税通則法第1条(目的)に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、あわせて納税者権利憲章を制定するべきである。
- ▼なお、国税通則法の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にすることについて、行政手続法の目的規定と平仄をとるためには、行政運営における透明性の向上を図る趣旨も明確にすべきである。
- ▼また、納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の文言を入れるべきである。憲章を行政文書とするのであれば、その作成過程においてパブリックコメントを実施する等、国民(納税者)の十分な参加と監視が不可欠である。
- ▼さらに、これらの改正とあわせて国税通則法の題名を改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう変更するべきである。

3. 社会保障と税制の一体改革については、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行っていくこと。共通番号制度については第三者機関（特定個人情報保護委員会）によりセキュリティ・チェックを厳格に行い、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。（継続、一部修正）

▼わが国では、雇用・医療・年金等それぞれがばらばらに制度設計され、その結果税制や社会保障制度を通じて効率的な再配分が行われず、所得の再分配機能が低下しており、それ故に社会保障・税一体改革が必要となってくる。厳しい財政状況のもとで税制が社会保障の一部を補完していく手法として、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行い、国民生活を保障していく必要がある。

▼給付付き税額控除の導入のためには番号制の利用が必要となるが、どのような取引（情報）を対象とすれば不正受給が減り、税収が増えるかは慎重に検討すべきである。

また、対象範囲や対象金額を検討するうえで、法定調書の範囲については、中小事業者の事務負担が過度にならないように考慮すべきことも忘れてはならない。更にプライバシー保護をはじめ国民の不安を払拭するには、第三者機関（特定個人情報保護委員会）を機能させることが重要であり、厳格な運用が適切に図れるよう整備すること。

4. 国税不服審判所を、より公正な審議を行うことができる機関とすること。（継続）

▼国税不服審判所は、現在、納税者の権利救済の役割を十分に果たしていない。国税不服審判所長は、国税庁長官が財務大臣の承認を受けて任命し、審判官については民間専門家登用の促進が図られているもののその独立性が十分に保たれているとはいえない。よって、国税不服審判所を、より客観的で公正な審議を行うことができる第三者性を高めるため、以下のような改正を行うべきである。

- ① 異議申立前置主義・不服申立前置主義の廃止。
- ② 不服申立期間の延長。
- ③ 国税不服審判所の第三者性の確立。
- ④ 審査請求における対審的構造の導入。
- ⑤ 審理の対象を原処分理由に限る。
- ⑥ 証拠書類の閲覧・謄写・印刷を認める。
- ⑦ 裁決をすべて公表する。

Ⅲ 国及び地方公共団体の会計制度改革

財政再建の議論を行うためには、我が国の真の財政状況を把握する必要がある。しかし、現在、国が公表している財務書類では適正な財政状態の把握は困難である。増税や歳出削減に対する国民の理解を得るためには、複式簿記に基づく発生主義会計の導入により、財務諸表の信頼性と検証可能性を高めるべきである。